

優先して移譲対象とする国庫補助負担金の選別基準

【基本的考え方】

- 1 昨年8月に提案した地方の改革案で示した3.2兆円の移譲対象補助金の中から選別する。
- 2 経常的な国庫補助負担金、施設整備関係国庫補助負担金の順に下記に記載したそれぞれの基準に沿って選別を行った後、投資的な国庫補助負担金についても選別する。
- 3 税源移譲額6,000億円程度を念頭において国庫補助負担金を選別する。

1 経常的国庫補助負担金の選別

市町村が事業主体となるものについては市長会、町村会の意向を尊重する。

出来る限り多くの項目をリストアップする。(少額なものは優先する。)

交付金化されているものについても検討する。

選別にあたっては、下記の項目に該当しないものを優先する。

- ア 特定財源が充当されているもの
- イ モデル事業等で短期間で終了するもの
- ウ 特定の団体にのみ交付されるなど地域偏在性の高いもの
- エ 過去の政府・与党合意で、一般財源化を明確に否定しているもの
- オ 個別の国庫補助負担金の内容・性格等を勘案して上記ア～エに準じるもの

上記のア～オに該当する場合でも、昨年度に部分的に移譲対象となったものなどについては、個別に内容を精査の上、優先すべきものとして選別する場合もある。

税源移譲額は、「基本方針2003」に従い10割または8割を原則とする。

2 施設整備関係国庫補助負担金の選別

市町村が事業主体となるものについては市長会、町村会の意向を尊重する。

交付金化されているものについても検討する。

選別にあたっては、特定財源が充当されているもの以外を優先する。

普遍的・経常的な施設整備であることから、移譲割合は10割として算定することを原則とする。

なお、国と地方との協議の段階で具体的な移譲割合及び移譲手法について検討・協議を行うことも念頭に置き選別する。

3 公共事業関係国庫補助負担金の選別

交付金化されているものについても検討する。

災害予防関連の国庫補助負担金は原則として優先しない。

施設整備関係国庫補助負担金との整合性を図る観点から、税源移譲割合は10割として算定することを原則とする。

なお、国と地方との協議の段階で具体的な移譲割合及び移譲手法について検討・協議を行うことも念頭に置き選別する。